

「特定非営利活動法人の指定基準等の案」に対するご意見とそれに対する県の考え方

1 ご意見の募集期間 平成25年10月1日(火)～平成25年10月31日(木)

2 受付数 4通

3 ご意見の件数 7件

| 番号 | 項目 | ご意見等 | 県の考え方 |
|----|---------|---|---|
| 1 | 基準全般 | <p>今回ご提案されている条例は、県民の賛同、協力を得ながら活動しているNPO法人にとりまして、大変有難い。</p> <p>税制上の優遇措置が適用されれば、より一層、活動に対する県民の意識が高まり、資金面だけでなく、活動面でも、ご協力をいただくことができるよいチャンスである。</p> <p>条例の施行をよろしく願います。 (同様のご意見が他に1件あり)</p> | <p>円滑な運用に努めてまいります。</p> |
| 2 | PST要件 | <p>全NPO法人の1/10即ち10%位は、認定NPO法人化を認めなければ、この制度の持つ意味が無いのではないかと思います。ハードル(条件)を低くし、地方にも適用できるように、パブリックサポートテストの結果を10%以上と、寄附者は3000円以上が50人以上であればよいとしたらどうか(但しORではなく、ANDの方が偽りが発生しないと思います)。</p> | <p>指定基準案では、「収入金額に寄附金の占める割合」及び「寄附者の数」に関する基準をNPO法による認定基準(以下「認定基準」という。)より緩和している一方、指定基準案には公益的要件を設置し、NPO法人の事業活動が県民から支持を得るために、どのような取組を行っているのかを基準としています。</p> <p>NPO法人自らが、今回お示しした「指定基準案」と「認定基準」のどちらの基準により認定化を目指しやすいか選択できることで、認定法人化の促進を図ってまいります。</p> |
| 3 | 認知される取組 | <p>県民を対象とした催物を各事業年度において4回以上開催していることとある。この中には、一般向けの周知が1回で、4回以上の連続イベントを実施する(たとえば1つのテーマの講座を4回のシリーズで実施するなど)などの催しも該当するよう、運用面での配慮が欲しい。</p> | <p>1つのテーマの講座を4回以上のシリーズで実施している場合も、イベント終了時まで継続して広報活動を続けていることで、基準に該当するものとしします。</p> |
| 4 | 協働実績 | <p>市町村の範囲を越えて、他団体と協働した広域的活動を行っていることとある。しかし、その活動が市町村の範囲にとどまるとしても、他市町村の同様な活動のモデルとなるような協働事業であり、かつ県民に向けて活動内容が広く広報されているならば、要件に該当するものとして欲しい。</p> | <p>県が行う指定であることから、広域的な協働事業を対象とするものです。</p> <p>「他の主体との協働実績等があること」については、3つの項目のうちいずれかを満たしていることを要件としています。ご意見の趣旨を踏まえ、他の2つの項目の判定を含め、モデル的な協働を行う法人の活動を積極的に評価するような運用をしてみたいと考えています。</p> |
| 5 | | <p>地域住民からの支持を証するものとして、②物品等の寄附、場所の提供等を証明する書類の提出が求められている。この証明書類とはどんなものかわからない。また、物品等の寄附や場所の提供の程度が明確でない。たとえば、1回でもこうした事実があればよいということか。</p> | <p>物品等の寄附、場所の提供等を証明する書類としては、実績判定期間中の物品等の寄附一覧表や契約書、覚書等が想定されますが、事案ごとの状況を考慮して運用してまいります。</p> |
| 6 | その他 | <p>個人が寄附した場合にのみ、県民税の税額が控除されることになっている。法人が寄附した場合でも「法人県民税均等割」などの減税があってもいいと思われる。</p> <p>また、寄附した企業、団体に対して控除が認められなくても、寄附者数や寄附総額の合計にはそれが算定されてもいいのではないのか。</p> | <p>指定基準を満たし個別指定を受けた法人は、認定NPO法人にステップアップすることによって、税制優遇措置の範囲が法人や相続人等へも広がります。</p> <p>また、寄附者数や寄附総額の算定にあたっては、認定基準に準じて法人も寄附者に含まれます。</p> |